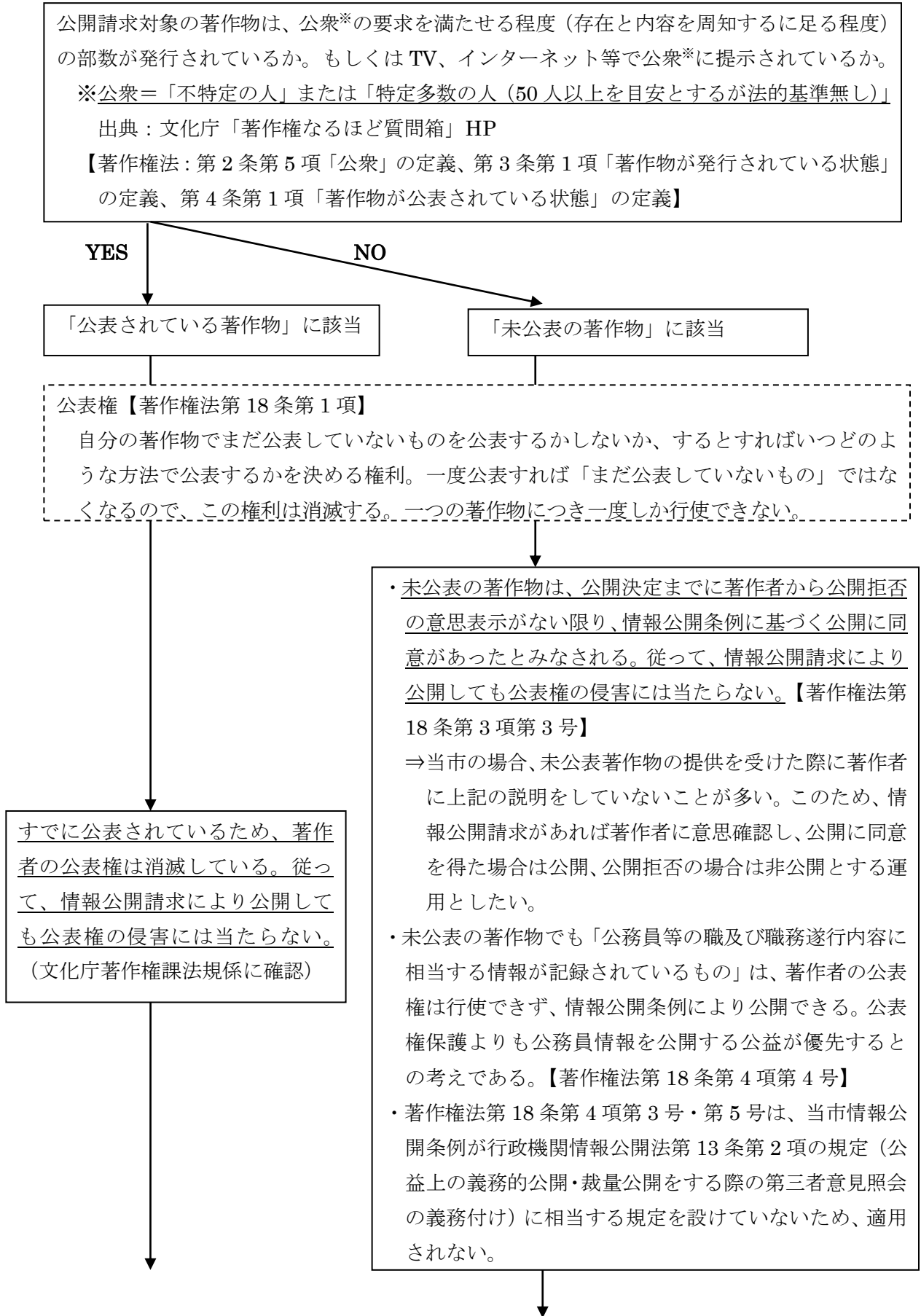


## 情報公開請求の対象に著作物が含まれる場合の考え方

### 1、著作権法に照らして公開・非公開を判断するフローチャート



↓

・情報公開法等に基づき（未公表の）著作物が開示された場合であっても、著作物の公表概念について定めた第4条の規定に該当しないことから、著作権法上は未公表著作物として扱われます。したがって著作物が開示された後も、（中略）著作権者は公表権の行使が可能であります。

出典：著作権法概説第2版，p163，田村善之，有斐閣，2001  
⇒未公表の著作物を著作者の同意を得て情報公開しても、それは著作権法第4条に定める「著作物の公表」には当たらない。つまり一度公開した後も「未公表の著作物」のままのため、次に公開請求があればまた著作者の意思確認が必要になる。これでは事務が煩雑なので、最初の意味確認時に「今後出される公開請求も含めて、公開の可否」を確認するのがよい。

↓

・公開する著作物に著作者氏名を表示するか、省略するかは市（実施機関）の判断でよい。【著作権法第19条第4項第1号、第2号】

↓

・市は、情報公開請求に基づき著作物（未公表、公表されているを問わず。文化庁著作権法規係に確認）を公開するときは、条例に定める方法（閲覧、写しの交付、視聴）により公開するために必要な限度で、著作物を利用できる。【著作権法第42条の2】

・著作権の制限規定のうち、作成された複製物が公衆に譲渡されることが予定されているもの（第42条の2はこれに該当）については、これに基づき著作権者の許諾を得ずに、適法に作成された複製物を譲渡することにより、著作物を公衆に提供しても原則として譲渡権侵害とはならない。さもなくば、著作権の制限規定をおいた意味がなくなるからである。

ただし、第42条の2の規定に基づいて作成した複製物を、「情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供・提示する」という目的以外の目的で公衆に譲渡した場合は、譲渡権の侵害になる。【著作権法第47条の10】

出典：著作権法コンメンタール，p.471、869，小倉秀夫・金井重彦，レクスネクシス・ジャパン，2013



市が行う公開方法（著作物を複製して譲渡する、著作物である録音テープ・ビデオテープ・フィルムを再生して視聴させる）のいずれも複製権、複製物の譲渡権、演奏権、上映権等の侵害にはならない。

↓

写しの交付により著作物の複製物をうけた公開請求者が、当該複製物をさらに複製、頒布等することは著作権侵害にあたらぬか？



- ・第 42 条の 2 により作成された複製物であっても、それを再度、複製することまでもが許容されているわけではない。くわえて、当該複製物を同条に定める目的以外の目的で公衆に頒布、提示すると、(著作権法第 21 条の)複製を行ったものとみなされるので、別途、著作権者の許諾を受けるか、他の著作権の制限規定に則らない限り、著作権侵害に該当する。

【著作権法第 49 条第 1 項第 1 号】

出典：著作権法概説第 2 版，p265，田村善之，有斐閣，2001

- ・著作権制限規定により複製物を作成した者が目的外使用等を行った場合だけでなく、それ以外の者が目的外使用等を行った場合にも本条(著作権法第 49 条第 1 項第 1 号)が適用され、その目的外使用等を行った者が複製を行ったものとみなされる。例えば、映画の著作物を私的使用の目的でビデオテープに複製した A がそのテープを B に貸与し、B が権限なく公に上映した場合、B が複製を行ったものとみなされる。この場合、A が B に貸与した際、公衆提示を目的としていれば、第 2 条第 1 項第 19 号により A にも頒布権侵害(第 26 条第 1 項)と本号に基づく複製権侵害が成立する。

出典：著作権法コンメンタール，p.882～883，小倉秀夫・金井重彦，レクスネクシス・ジャパン，2013



情報公開請求に基づき著作物の写し(複製物)の交付を受けた者が、有償・無償を問わず当該複製物を不特定又は特定多数人に譲渡・貸与したり提示(視聴、放送等をさす)したりする行為は、著作権者の許諾を得るか、著作権制限規定に該当していない限り複製権の侵害となる。

【注 1】

もっとも著作権法の文言を墨守すると、例えば住民団体の代表者が危険施設の設計図を情報公開制度によって入手した場合、他の多数の住民に交付するためにコピーしたり FAX すると著作権侵害に該当しうることになる。既に開示決定をなすべきであるという判断が下されている以上、個々の住民が逐一情報公開制度を利用して設計図を入手しなければならないというのは手続的に無駄を重ねることになりかねない。したがって、同一目的の開示請求を行うべき者の要求を満たすために入手した複製物を交付する行為は、依然として 42 条の 2 の目的の範囲内にあるとして 49 条第 1 項第 1 号に該当しないものと取り扱うとともに、必要部数のコピーを作成してこれらの者に頒布する行為も 42 条の 2 の趣旨解釈として著作権を侵害しないと解すべきであろう。

出典：著作権法概説第 2 版，p265～266、田村善之，有斐閣，2001

【注 2】

(譲渡・貸与・提示でなく) 著作物の複製物を公衆に単に見せる行為は、そもそも著作権の禁止権の範囲外の行為であり(公表権侵害の問題は別)、公衆提示に該当しない。そのような行為により著作権者に不利益が生じたとしても、法的保護に値するものとは言い難いからである。

出典：著作権法コンメンタール，p.882，小倉秀夫・金井重彦，レクスネクシス・ジャパン，2013  
著作権法概説第 2 版，p202，田村善之，有斐閣，2001

## 2、結論

当該著作物がすでに著作者により公表されているか、未公表のものかがポイントになる。

### (1)すでに公表されている著作物の場合

著作者の公表権は消滅している。また、情報公開条例に基づき閲覧・写しの交付等を行っても著作権（複製権、譲渡権等）侵害には該当しない。従って、公開・非公開の判断に著作権を考慮する必要はない。通常の公文書と同様に、当該著作物に営業秘密や事業運営上のノウハウが記されていないかなど条例第6条各号の非公開情報に該当するかどうかで公開の可否を判断すればよい。

### (2)未公表著作物の場合

公表権を著作者が持っているため、公開決定前に著作者が公開拒否の意思を示したときは、公開すると公表権侵害にあたる。従って、著作者の拒否があったときは非公開決定とする。拒否の意思表示がないときは同意があったとみなすことができ、閲覧・写しの交付等を行っても著作権（複製権、譲渡権等）侵害にはあたらない。

ただし当市の場合、未公表著作物の提供を受けた際に、著作者に情報公開請求があった際の公開の可否について確認していないことが多い。このため、意思確認できていない著作物に情報公開請求があった時は、その時点で著作者に公開の可否を確認する必要がある。公開に同意を得た場合は著作権上の問題はなくなるため、通常の公文書と同様に、当該著作物に営業秘密や事業運営上のノウハウが記されていないかなど条例第6条各号の非公開情報に該当するかどうかで公開の可否を判断する。

なお、情報公開請求により公開しても、著作権法上の「著作物の公表」にはあたらない。つまり一度公開した後も「未公表の著作物」のままのため、次に公開請求があればまた著作者の意思確認が必要になってしまう。これでは事務が煩雑なので、最初の意思確認時に「今後出される公開請求も含めて、公開の可否」を確認するのがよい。